

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく

「一般事業主行動計画策定・変更届」の届出の際に、一般事業主行動計画を添付していただく必要はありません

- 鹿児島労働局への一般事業主行動計画策定・変更届の届出の手続きは、以下のとおりです。

一般事業主行動計画策定・変更届の届出の手続き

- 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法令に基づく**策定・変更届のみ**を鹿児島労働局雇用環境・均等室にご提出ください。

※**策定された一般事業主行動計画を添付いただく必要はありません**が、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定・変更届において、女性活躍推進法に基づく目標及び取組の内容の概況欄の記入を省略したい場合には、一般事業主行動計画を添付してください。

※鹿児島労働局では、従来、一般事業主行動計画策定・変更届を届出いただいた際に、添付された一般事業主行動計画の内容を確認し、一般事業主行動計画自体に対するアドバイスを行うケースもありましたが、令和6年12月1日以降に提出された一般事業主行動計画策定・変更届の届出からは、届出の事務手続きにおいて、行動計画自体に対するアドバイス等は差し控えさせていただきます。

一般事業主行動計画の策定については、計画内容が行動計画策定指針に沿った内容であるか、社内等で十分検討・点検の上、策定届・変更届の届出を行っていただきますよう、お願いいたします。

なお、各社が策定・実施している一般事業主行動計画が各法令や行動計画策定指針に沿って策定・実施されているかといった法の履行確保や実効性確保を目的とした労働局における確認については、各法に基づいた報告徴収時に助言等をさせていただきます。

- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（トライくるみん、くるみん）または女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし）を希望される事業主の方は、以下にご留意ください。

トライくるみん認定、くるみん認定を希望される場合

行動計画に定めた目標を達成する等の一定の要件を満たした場合に、行動計画期間終了後に申請することで「トライくるみん認定」「くるみん認定」を受けることができます。

策定・変更届を届出したことや、行動計画を策定したことをもって認定を受けられるものではありません。

詳しくは、パンフレット「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定を目指しましょう!!!」をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/#pam-03>



えるぼし認定を希望される場合

行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に、申請することで「えるぼし認定」を受けることができます。

策定・変更届を届出したことや、行動計画の目標を達成したことをもって認定を受けられるものではありません。

詳しくは、パンフレット「認定を取得しましょう!」をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/#pam-01>

